別紙２

障害者差別解消法の施行に伴う本市の対応イメージ

宇都宮市役所

市職員の対応要領の策定

★不当な差別的取扱いの禁止
★合理的配慮の提供
★所属長の責務
★職務上の義務
★相談体制の整備
★研修・啓発

全職員が遵守

市の取組に反映

市の差別解消支援地域協議会

★相談事案，合理的配慮の事例等について情報共有
★再発防止策の検討
★市の取組に反映
★各事業分野の団体等を通じて周知

周知・情報共有

店舗や公共交通機関など民間事業者

④報告

差別解消に関する相談窓口（市障がい福祉課）

② 相談

① 差別的取扱いや合理的配慮の不提供

差別があったとされる課

③事実確認・調整
※人事課と連携

差別があったとされる事業者

③事実確認・調整

⑦各専門相談機関等による助言やあっせん

⑦主務大臣による助言・勧告

市　民

周知・啓発

差別解消に向けた周知・啓発

★ホームページや広報誌による周知
★出前講座等の開催

【責務】
共生社会の実現に向けて差別解消の推進に寄与するよう努める

⑤未解決

⑥専門機関に相談

弁護士
人権擁護委員
行政相談委員

⑥県の相談窓口に相談

県の紛争解決の体制

県差別解消推進委員会
県知事

⑦県知事による助言・勧告・公表

主務大臣